

保護者の皆様へ

令和2年10月吉日
株式会社ネス・コーポレーション

台風の接近等に伴う保育園等の対応について

日頃から、弊社保育園運営にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、昨年は大型で非常に強い勢力の台風が関東地方に上陸し、特に台風第15号、第19号が、各所に甚大な被害をもたらし、多大な影響を与えました。

こうした状況を踏まえ、下記のとおり、特別警報※（大雨、暴風等）が発表された場合などは、利用児童・保護者等の生命及び身体の保護のため、保育園を臨時休園とする場合があります。

つきましては、以下の内容をご確認いただき、本趣旨にご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な危険が差し迫った異常な状況にある場合に、気象庁から発表されるものです。

記

1 臨時休園の基準（大田区基準より抜粋）

次のいずれかに該当する場合は、区内の保育園等を休園とする場合があります。

- (1) 台風の接近等に伴い、23区内において特別警報（大雨、暴風等）が発表された場合又は発表が見込まれる場合
- (2) 台風の接近等に伴い、23区内においてJR等の各鉄道事業者が計画運休を発表した場合

※その他、台風の進路や接近時間帯により安全面に影響がある場合は、休園とする場合があります。

2 その他

- (1) 休園の通知や園の再開等については、各保育園を通じて保護者の皆様にお知らせいたします。台風の接近時等において、ご不明な点がございましたら、各保育園までお問い合わせください。
- (2) 防災関係者や医療従事者等、仕事を休むことが困難な方には、保育を提供いたします。この場合は、利用する保育園へ事前にご相談いただくことになります。